

学校給食の現況について

【1】
根拠法令

対 象	法 令 名	目 的
小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校の 小学部、中学部	学校給食法 (昭和29年6月3日) *平成20年6月18日食育の観点から抜本的に改正され、平成21年4月1日施行	1 心身の健全な発達に資する 2 食に関する正しい理解と適切な判断力を養う 3 学校給食を活用した食に関する指導を実施し、学校における食育の推進を図る
特別支援学校の 幼稚部、高等部	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 (昭和32年5月20日)	1 教育の特殊性にかんがみ、心身の健全な発達に資する 2 国民の食生活の改善を図る
夜間定時制高校	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 (昭和31年6月20日)	1 働きながら学ぶ青少年の身体の健全な発達に資する 2 国民の食生活の改善を図る

【2】
実施状況

県内小中義務教育学校、夜間定時制高校及び特別支援学校の完全給食実施率は99.5%である。
食物アレルギー等により給食を受けない児童生徒を除いた完全給食実施人数の総数に対する割合は、小学校で99.4%、中学校で84.8%であり、中学校は、ミルク給食と合わせると98.7%となる。
(令和6年5月1日現在)

区 分		総数	給食実施状況					
			完全給食		ミルク給食		計	
			実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率
小 学 校	校 数	958	955	99.7%	-	-	955	99.7%
	人 数	386,492	383,997	99.4%	-	-	383,997	99.4%
中 学 校	校 数	409	406	99.3%	-	-	406	99.3%
	人 数	195,478	165,780	84.8%	27,187	13.9%	192,967	98.7%
小・中・義務 計	校 数	1,365	1,359	99.6%	-	-	1,359	99.6%
	人 数	581,970	549,777	94.5%	27,187	4.7%	576,964	99.1%
特 別 支 援 校	校 数	42	42	100.0%	-	-	42	100.0%
	人 数	7,558	7,125	94.3%	-	-	7,125	94.3%
夜 間 定 時 制 高 等 学 校	校 数	28	27	96.4%	-	-	27	96.4%
	人 数	2,510	2,179	86.8%	-	-	2,179	86.8%
合 計	校 数	1,435	1,428	99.5%	-	-	1,428	99.5%
	人 数	592,038	559,081	94.4%	27,187	4.6%	586,268	99.0%

【義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含めたため、小・中・義務 計校数は、重複分を減。】
*総数…5月1日現在の児童生徒の総数
*給食実施人数…食物アレルギー等により給食を受けない人数を除いた実際に給食を受ける人数
*未実施校…名古屋市立分校、春日井市立校、半田市立分校、3市とも小中各1校ずつ。
夜間定時制高等学校1校（改修中）

*名古屋市の中学校はスクールランチ方式であり、基準日（5月1日以降の最初の平日、本年度は5月1日）に実際に喫食した者を完全給食実施とし、他をミルク給食として計上。

【3】
調理方式別状況

学校給食の調理形態は、単独校調理方式と共同調理場方式があるが、いずれの方式によるかは、市町村が実情に応じて決定する。（学校給食法第6条）

<調理方式別市町村数> (令和6年5月1日現在)

区 分	単独調理場の み	共同調理場の み	単独・共同 併 用	計
市町村数	8 (14.8%)	38 (70.4%)	8 (14.8%)	54 (100.0%)

【3】

調理方式別実施状況

<調理方式別学校数>

(令和6年5月1日現在) 単位:校

区 分	小学校	中学校	計	夜間定時制 高等学校	特別支援 学 校
単独調理場	371 (38.7)	46 (11.2)	417 (30.5)	25 (92.6)	40 (95.2)
共同調理場	587 (61.3)	255 (62.3)	842 (61.6)	0 (0.0)	2 (4.8)
全面委託 (名古屋市スクールランチ)	0 (0.0)	108 (26.4)	108 (7.9)	2 (7.4)	0 (0.0)
計	958	409	1,367	27	42

【義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。】 () 内は実施率%

<調理方式の長所・短所>

	単独調理場	共同調理場
長 所	1 児童生徒が目あたりに調理に接することができ、学校給食の教育効果が高い。 2 児童生徒の嗜好にあったきめ細かい料理、行事食など各学校独自の献立をたてることができる。 3 調理後、喫食時間までが短く、出来たての料理を提供できる。 4 学校で栽培した野菜を給食に活用しやすい等、学校の実態にあった食育を進めやすい。	1 教職員の給食に要する事務負担が軽減される。 2 物資の購入、検収、経理事務が専門的担当者により適正に行われる。 3 大量一括購入により、物資を経済的に購入できる。 4 同一市町村内における学校給食費、食事内容の学校差が解消される。
短 所	1 物資調達、会計事務等の一部が教職員の負担となっている。 2 少量で物資を調達するため、割高である。	1 調理員が給食に対する児童生徒の反応を身近に把握しにくいので、それを給食の調理に反映させることが困難である。 2 配送することにより、食物の味・形が崩れることがある。 3 各学校の行事等個々の学校の意向を反映させにくい。

【4】

民間委託の状況（小中義務教育学校）

「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和60年1月21日付文部省体育局長通知）の趣旨に沿って指導している。

- 1 全面委託・・・名古屋市108校（中学校スクールランチ）
- 2 調理員派遣方式

(1) 共同調理場

(令和6年5月1日現在)

	調 理	運 搬	物資購入 管 理	食器洗浄	ボイラー 管 理
市 町 村 数 (46) [比率%]	34 (73.9)	38 (82.6)	12 (26.1)	34 (73.9)	30 (65.2)
学 校 数 (842) [比率%]	718 (85.3)	782 (92.9)	458 (54.4)	730 (86.7)	684 (81.2)

(2) 単独調理場

(令和6年5月1日現在)

	調 理	運 搬	物資購入 管 理	食器洗浄	ボイラー 管 理
市 町 村 数 (16) [比率%]	11 (68.8)	2 (12.5)	4 (25.0)	11 (68.8)	1 (6.3)
学 校 数 (417) [比率%]	136 (32.6)	6 (1.4)	283 (67.9)	136 (32.6)	2 (0.5)

【5】米飯給食実施状況

1 実施回数

(令和6年5月1日現在)

区 分		小 学 校	中 学 校	夜間定時制 高 校	特別支援 学 校	計
週5回	学校数	8 (0.8)	3 (0.7)	2 (7.4)	0 (0.0)	13 (0.9)
	児 童 生徒数	3,176 (0.8)	1,448 (0.9)	56 (11.0)	0 (0.0)	4,680 (0.8)
週4.5回	学校数	2 (0.2)	1 (0.2)	11 (40.7)	3 (7.1)	17 (1.2)
	児 童 生徒数	117 (0.0)	58 (0.0)	913 (41.9)	818 (11.5)	1,906 (0.3)
週4回	学校数	471 (49.2)	204 (49.9)	13 (48.1)	22 (52.4)	710 (49.4)
	児 童 生徒数	195,733 (51.0)	100,885 (60.9)	1,151 (52.8)	3,235 (45.4)	301,004 (53.8)
週3.5回	学校数	450 (47.0)	81 (19.8)	1 (3.7)	16 (38.1)	548 (38.2)
	児 童 生徒数	177,761 (46.3)	37,476 (22.6)	59 (2.7)	3,051 (42.8)	218,347 (39.1)
週3回	学校数	27 (2.8)	10 (2.4)	0 (0.0)	1 (2.4)	38 (2.6)
	児 童 生徒数	7,210 (1.9)	3,606 (2.2)	0 (0.0)	21 (0.3)	10,837 (1.9)
その他 (スクールランチ)	学校数		110 (26.9)			110 (7.7)
	児 童 生徒数		22,307 (13.5)			22,307 (4.0)
計	学校数	958	409	27	42	1,436
	児 童 生徒数	383,997	165,780	2,179	7,125	559,081

【義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。】 () 内は実施率%

* 中学校スクールランチは、生徒が各自でメニューを選択するため
米飯の実施回数は「その他」とする。

区 分	週5回	週4.5回	週4回	週3.5回	週3回	計
市町村数	1 (1.9)	1 (1.9)	37 (68.4)	14 (25.9)	1 (1.9)	54 (100.0)

() 内は実施率%

* 小中学校のみ。実施回数が学校によって異なる市町村は、児童生徒数が最も多い回数に計上

2 炊飯方式

(令和6年5月1日現在)

区 分		小 学 校	中 学 校	夜間定時制 高 校	特別支援 学 校	計
自校・共同 調理場炊飯	学校数	52 (5.4)	15 (3.7)	22 (81.5)	9 (21.4)	98 (6.8)
	児 童 生徒数	4,937 (1.3)	2,436 (1.5)	1,817 (83.4)	1,122 (15.7)	10,312 (1.8)
委託炊飯	学校数	906 (94.6)	394 (96.3)	5 (18.5)	33 (78.6)	1,338 (93.2)
	児 童 生徒数	379,060 (98.7)	163,344 (98.5)	362 (16.6)	6,003 (84.3)	548,769 (98.2)
計	学校数	958	409	27	42	1,436
	児 童 生徒数	383,997	165,780	2,179	7,125	559,081

【義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。】 () 内は実施率%

学校給食の栄養素量の基準

児童又は生徒一人一回当り学校給食摂取基準

区分	6 歳～ 7 歳	8 歳～ 9 歳	10歳～11歳	12歳～14歳
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA (μ gRAE)	160	200	240	300
ビタミンB1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上
亜鉛 (mg)	2	2	2	3

学校給食時間

	0	10	20	30	40	50	60分
小学校	給食 50分						休憩 15分
	準備 15分	会食 25分			整理 10分		
中学校	給食 45分					休憩 15分	
	準備 15分	会食 20分		整理 10分			

使用食器の材質

区 分	アルマイト	ステンレス	メラミン	ポリプロピレン	ポリカーボネート	強化磁器 陶器 陶磁器	PEN樹脂	ABS樹脂	FRP樹脂	リサイクル PET樹脂
小学校	5	0	115	51	4	200	586	48	0	0
中学校	0	1	52	20	2	180	146	120	0	0

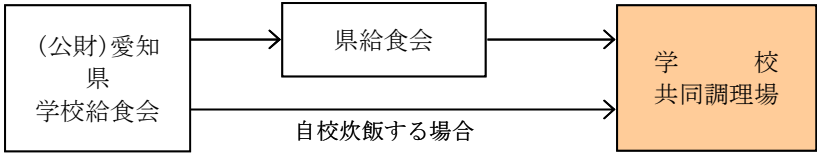
重複回答あり

【9】
学校給食用物資

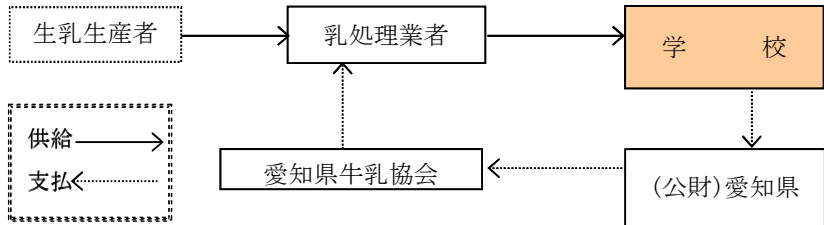
1 基本物資の流れ

(令和6年4月1日現在)

(1) パン(17工場)・麺(12工場)・米飯(18工場)



(2) 牛乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令) 4工場



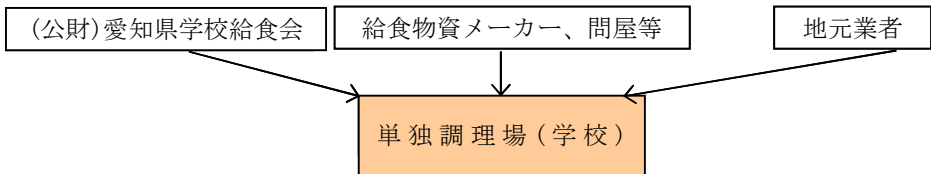
2 基本物資の価格等

(令和6年4月1日現在)

品名	標準パン (スライスパン)	米飯		ソフトパケティ 式めん	牛乳
規格	60g (小麦粉重量)	70g(精米使用量)		80g (小麦粉重量)	200cc
		調理場炊飯 (精米納品)	委託炊飯 (白飯納品)		
価格	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	47.75	19.88	54.97	51.87	61.70
()内は前年度	(44.77)	(19.51)	(51.19)	(48.31)	(57.06)

*規格は小学校3・4学年程度

3 一般物資(おかず)の流れ



【10】
学校給食費

区分	令和5年度		令和6年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
1食あたり給食費	円 銭 265.4	円 銭 321.84	円 銭 270.5	円 銭 327.31
年間予定実施回数	188回	182回	185回	180回

【義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。】

1 小中学生への就学援助 ・要保護児童生徒 ・準要保護児童生徒	国1/2、市町村1/2 市町村10/10	国の交付税措置あり
2 特別支援学校に就学する 児童生徒への援助 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	国1/2、県又は市町村1/2	
3 被災児童生徒への就学援助 ・東日本大震災により被災し就学 困難となった児童又は生徒 ・大規模災害により被災し就学 困難となった児童又は生徒	国10/10 国2/3、市町村1/3	

【11】学校給食関係職員の状況

栄養教諭・栄養職員

平成13年度から国は「標準法」を改正し、平成13年度から平成17年度の5年計画で定員増を図ることになった。（第7次定数標準法）

単独校	児童生徒	550人以上	…	1人
		550人未満の学校4校	…	1人
		550人未満の学校3校以下の市町村	…	1人
共同調理場	児童生徒	1,500人以下	…	1人
		1,501人～6,000人	…	2人
		6,001人以上	…	3人
特別支援学校	1校		…	1人

県費負担栄養教諭・学校栄養職員配置状況の推移

単位：人

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
小中学校															
単独校	(38) 213	(53) 211	(59) 208	(71) 202	(77) 200	(123) 193	(150) 193	(61) 73	(67) 74	(72) 74	(67) 70	(67) 69	(71) 73	(68) 68	(69) 70
共同調理場	(72) 193	(86) 192	(90) 193	(100) 194	(110) 186	(114) 188	(131) 186	(151) 191	(162) 190	(169) 189	(173) 187	(180) 184	(172) 179	(175) 179	(171) 175
小計	(110) 406	(139) 403	(149) 401	(171) 396	(187) 386	(237) 381	(281) 379	(212) 264	(229) 264	(241) 263	(240) 257	(247) 253	(243) 252	(243) 247	(240) 245
夜間定時制高校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
特別支援学校	(8) 29	(9) 29	(9) 29	(11) 29	(13) 30	(20) 32	(24) 32	(20) 27	(26) 28	(27) 29	(27) 29	(28) 30	(29) 31	(29) 31	(30) 31
合計	(118) 441	(148) 438	(158) 436	(182) 431	(200) 422	(257) 419	(305) 417	(232) 297	(255) 298	(268) 298	(267) 292	(275) 289	(272) 289	(272) 284	(270) 282

*（ ）内は栄養教諭 再掲、上記の他に栄養教諭の充指導主事を2008年度から1名配置。2017年度から名古屋市を除く。

調理員

小中学校については、文部省基準（昭和35年12月14日体育局長通知）を踏まえ、各市町村で充足が図られている。

児童生徒数		調理員数	
100人以下		1人又は2人	
101人～300人		2人	
301人～500人		3人	
501人～900人		4人	
901人～1,300人		5人	
1,301人以上		6人に児童生徒数500人増すごとに1人を加えた数	

調理員配置状況（委託先からの派遣調理員を除く）

（令和6年5月1日現在）

単位：人

			常勤	非常勤	計
小中学校	単独校	小学校	565	293	858
		中学校	44	67	111
	共同調理場		110	444	554
	夜間定時制高校		18	17	35
	特別支援学校		60	64	124
合 計			797	885	1,682

【義務教育学校は小学校に含む。】

研修

区分	研修	対象者	実施日数
栄養教諭 経験年・数 学校別 研修 栄養職員	新規採用栄養教諭研修	栄養教諭（新規）	校内：年15日 校外：年10日
	栄養教諭少経験者研修	栄養教諭（2年目・3年目）	校外：年1日×2年
	中堅栄養教諭資質向上研修【前期】	栄養教諭（6年目）	校内：OJT 校外：年3日 eラーニング4講座
	中堅栄養教諭資質向上研修【後期】	栄養教諭（11年目）	校内：OJT 校外：年5日 eラーニング5講座
	臨時的任用等栄養教諭・学校栄養職員研修	臨時的任用・任期付任用栄養教諭及び学校栄養職員	年2日
学校関係 給食 研修 学校食	県立学校調理員研修会	県立学校給食調理員	年1日（7月）
	新任給食主任研修会	小中教諭（新任給食主任）	年1日（5月）
	学校給食衛生管理等研修会	小中、県立栄養教諭・学校栄養職員	年1日（7月）
	学校食育推進研修会	小中、県立栄養教諭・学校栄養職員	年1日（8月）
	学校食育推進者養成講座	小中管理職 小中、県立教諭等	年1日（8月）

年次		全国の動き	愛知県
【12】 戦後の学校給食の歴史	昭和 21年	12月 三省次官通達「学校給食の普及奨励について」により、戦後の学校給食開始	
	22年		2月 9市で、ララ物資(*)による補食給食（おかず、ミルク）を実施 9月 全国に先がけ、県内全小中学校で補食給食を実施
	24年	10月 ユニセフから脱脂粉乳の寄贈をうけてミルク給食を実施	10月 ミルク給食モデル校を選定
	25年		7月 名古屋市の小学校でパン・ミルクを主体とした完全給食開始
	27年		1月 県内全域で完全給食実施
	29年	6月 「学校給食法」制定	4月 「学校給食衛生管理要領」を制定
	30年		6月 「財団法人愛知県学校給食会」設立 小学校給食普及率全国一位となる
	31年	6月 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」制定	
	32年	5月 「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」制定	
	33年		4月 すべての盲・聾・養護学校で完全給食実施
	38年		3月 「学校給食の管理と指導」創刊 4月 県内中学校でミルク給食開始
	39年	6月 「共同調理場施設設備整備費補助金交付要綱」制定	
	41年		4月 ソフトスバゲティ式めんを採用
	44年		2月 「学校給食の管理と指導」改訂版発行
	45年		4月 混合乳を全乳に切り替え
	51年	2月 米飯給食を制度化	3月 米飯の導入方針・方法を決定、通知
	53年		3月 「学校給食の管理と指導」三訂版発行
	55年		7月 すべての完全給食実施校で米飯給食実施
	60年		3月 「学校給食の管理と指導」四訂版発行
	平成 4年		3月 「学校給食の管理と指導」五訂版発行
	7年	3月 「学校給食の食事内容について」改正（栄養基準量・食品構成）	
	8年	5月 全国で腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒が多発	
	9年	4月 「学校給食衛生管理の基準」制定	
	10年	6月 「食に関する指導の充実について」を通知	
	11年	5月 「学校給食における食事内容について」改訂（栄養所要量の改訂）	4月 政府米を自主流通米（愛知県産米）に切り替え 3月 「学校給食の管理と指導」六訂版発行
	17年	栄養教諭制度の創設 6月 「食育基本法」公布（平成17年7月施行）	
	18年		4月 初めて栄養教諭を任用（10名）
	19年	3月 「食に関する指導の手引」を作成	
	20年	3月 「学習指導要領」改訂（学校における食育の推進） 6月 「学校保健法等の一部を改正する法律」公布（21年4月施行） （学校給食を活用した食に関する指導の充実、衛生管理等の全国基準の法制化）	4月 全市町村に栄養教諭を配置
	21年	4月 「学校給食実施基準」を全部改訂（摂取基準の改訂） 「学校給食衛生管理基準」制定	4月 教員採用選考試験による栄養教諭の新規採用を開始（5名）
	22年	3月 「食に関する指導の手引」を一部改訂	3月 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成
	24年		2月 「愛知県学校食育推進の手引」を作成
	25年	1月 「学校給食実施基準」の一部改正（25年4月施行）	2月 「愛知県学校食育推進の手引」〈実践編〉を作成
	27年	3月 「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成	3月 「学校給食の管理と指導」七訂版発行
	28年		2月 「学校における食物アレルギー対応の手引」を作成
	29年	3月 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」を作成	1月 「学校における食物アレルギー対応保護者向けリーフレット」を作成
	30年	7月 「学校給食実施基準」の一部改正（30年8月施行）	4月
	31年	3月 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」を作成	1月 「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」を作成
	令和 2年	2月 「学校給食実施基準」の一部改正	
	3年	2月 「中学生用食育教材」を配付	3月 「愛知県学校食育推進の手引－第一次改訂版－」を作成
* ララ（LALA）・・・アジア救済公認団体。アメリカの宗教団体や労働団体等が宗派を超えてつくった団体で、戦乱で窮乏に陥った国々へ救助物資を送る活動を行っていた。			